

# ふるさとわじま応援寄附記念品贈呈事業に係る 参加事業者募集要項

宇和島市では、寄附の推進を図るとともに、産業振興、地元特産品の販路拡大を目的として、ふるさと納税制度によりご寄附をいただいた市外在住者に対し、記念品を贈呈しています。

地元特産品等を記念品として送付していただける事業者を下記のとおり募集します。

寄附者は関東在住者が多く、関東圏への販路拡大も見込めます。

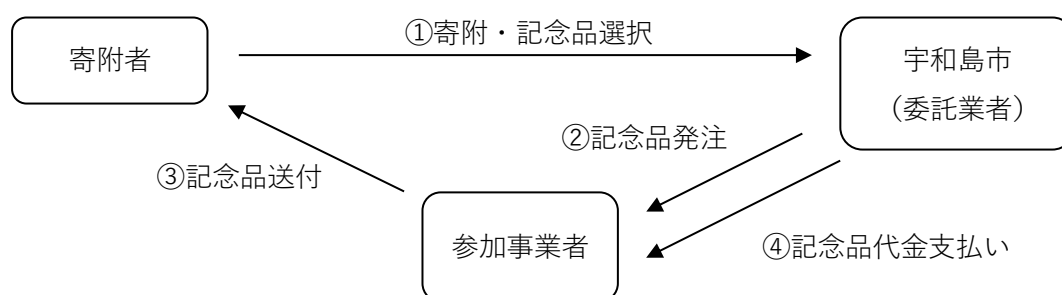
皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業フロー

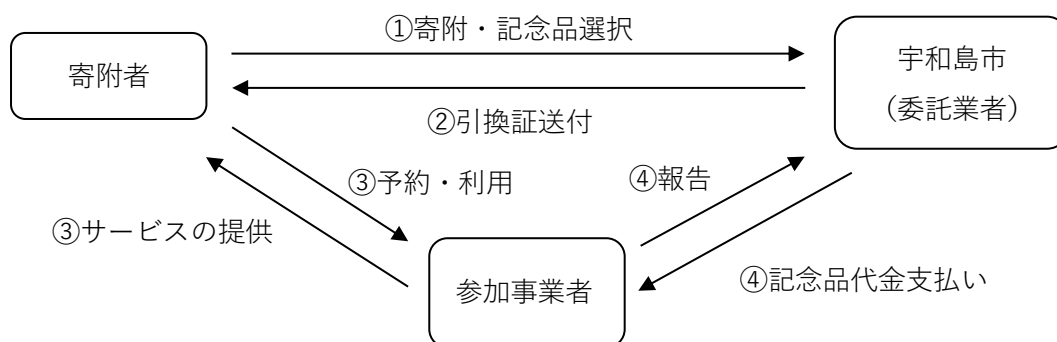
#### 【商品】

- ① 寄附者は、寄附金額に応じて、希望する記念品を選択します。
- ② 市（委託業者）は、寄附者からの入金確認後、参加事業者へ記念品の発注を行います。
- ③ 参加事業者は、寄附者が配達日を指定した場合を除き、7日以内に寄附者に対して記念品を送付します。（市が別途契約する配送会社に集荷を依頼）
- ④ 市（委託業者）が記念品代金を月ごとに取りまとめて、参加事業者に支払います。



#### 【サービス】

- ① 寄附者は、寄附金額に応じて、希望する記念品を選択します。
- ② 市（委託業者）は、寄附者からの入金確認後、引換証（サービス券、宿泊券等）を寄附者へ送付します。
- ③ 寄附者は直接参加事業者に連絡し、事前予約（必要な場合のみ）をとった上で、サービスの提供を受けます。（引換証の有効期間は、記念品ごとに設定します。）
- ④ サービスの利用があった旨を市（委託業者）に報告します。市（委託業者）が記念品代金を月ごとに取りまとめて、参加事業者に支払います。参加事業者は引換証の半券を保管しておき、保管した半券は、後日市に提出します。



## (2) 認定期間

### 認定日～認定を受けた年度の3月31日

ただし、認定の辞退、取消しがない場合は、1年度ごと延長となります。(更新手続き不要)

※期間内に認定の辞退をした場合でも、辞退するまでに受付を行った記念品の送付又は提供は行っていただく必要があります。

## (3) 参加事業者のメリット

- ① ふるさと納税ポータルサイト及び市が作成するパンフレット等に、参加事業者の名称等を掲載できるため、宣伝効果が期待できます。
- ② 参加事業者の提供する記念品の発送時に、事前に許可を得たパンフレット等を同梱できます。
- ③ ふるさと納税をきっかけに、参加事業者に直接注文するケースもあり、販路拡大が見込めます。

## 2. 応募の条件等

### (1) 事業者の参加資格

- ・ **市内に事業所等があり**、申請時点で市内での**事業実績が1年以上**であること。
- ・ 製造、加工、販売、営業等について、**各種法令等を遵守**しており、法令により許可又は認可が必要な場合、これらの**許可又は認可を受けていること**。
- ・ 宿泊付き農林漁業体験サービスの提供については、当該サービスの提供に係る**愛媛県の認定を受けていること**。
- ・ **市税等(※)の滞納がないこと**。  
 ※市税等とは…法人：法人市民税、固定資産税及び軽自動車税  
 個人：市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料
- ・ 宇和島市暴力団排除条例に規定する**暴力団員等に該当しないこと**。

加工品の場合は、生産物賠償責任保険（PL保険）又はそれに準ずる保険、体験サービス及び宿泊施設の場合は賠償責任保険等に加入するようお願いします。

## (2) 記念品の条件

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に規定される基準（地場産品基準）および、以下の条件を満たす「商品」又は「サービス」等を募集します

### 【商 品】

市内での販売実績があり、かつ次のいずれかに該当する商品であることが条件となります。

- ① 市内又はその近海で採取、栽培等をしたもの。
- ② ①を主要な原材料として製造又は加工されたもの。
- ③ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。（※証明書の提出が必要です。また、証明書の内容は公表を行います。）
- ④ 食品については、原則次のア、イを満たしていること。
  - ア 商品発送の時点で 5 日以上賞味期限が保証されていること。
  - イ 食品の表示に関する各種法律の適用を受ける商品については、その基準を満たしていること。

### 【サービス】

市内での営業実績があり、かつ次の①～④のいずれかに該当するサービスであることが条件となります。

- ① 市内で提供され、宇和島市と関連性が高く、PR となるサービス。
  - ア 宇和島の自然、歴史、文化等を活かした独自のものであること。
  - イ 当該サービスを提供するにあたって必要な許可等を得ていること。
- ② 市内に所在する宿泊施設。
  - ア 旅館業法や食品衛生法の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。加えて、農林漁家民宿については、愛媛県の認定を受けたものであること。
  - イ 原則として、2 名以上の人員により運営を行っていること。
- ③ 市内で提供され、地域の課題解決につながるサービス。
- ④ 市外で提供される場合は、市内又はその近海で採取、栽培等をしたものや、これらを主な又は特長的な原材料として製造又は加工されたものを提供することができるサービス。

## (3) 記念品の価格

商品価格は、店頭やインターネット通販の価格と、市に申し出た価格が大幅に異なることのないようにしてください。

ふるさと納税制度では、寄附者に贈呈する記念品は寄附金額の 3 割以内とされています。商品価格に応じて、市で寄附金額の設定を行います。（別表を参考としてください。）

## (4) 記念品代金の支払い

応募の際に申し出た価格を、記念品代金とし、市もしくは市の業務委託事業者から 1 ヶ月分をまとめてお支払いします。

## (5) 配送

記念品の送料は市が負担し、配送会社に直接支払いますので、市が契約する配送会社を利用していただきます。配送伝票の作成（パソコンを使用）・発送は事業者様でご対応いただくこととなります。

## (6) 応募点数

制限はありません。

# 3. 応募方法

## (1) 提出書類

下記書類について、電子メールまたは紙媒体（郵送・持参）で提出してください。

ただし、⑤については押印の上原本を提出、⑧については持参、⑨については電子メールまたはCD-Rなどの電子データで提出してください。

参加事業者として、既に認定を受けており、記念品の追加申請をする場合は、①以外の書類を提出してください。

- ① ふるさとうわじま応援寄附記念品事業者認定申請書（様式第1号）
- ② ふるさとうわじま応援寄附記念品等認定申請書（様式第2号）
- ③ 記念品等調査書
- ④ 区域内において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明  
※平成31年総務省告示第179号第5条第3号に該当する記念品は提出が必要です。
- ⑤ 誓約書兼同意書（押印の上、原本をご提出ください。）
- ⑥ 製造、加工、販売、営業等について、法令により許可又は認可を必要とするものは、これらの許可又は認可を証する書類の写し
- ⑦ 賠償責任保険等に加入している場合は、加入証明書の写し
- ⑧ 記念品の見本（1セット（箱詰めした状態）、試食・試飲用サンプル（食品のみ）  
※試食・試飲用サンプル以外は、審査後返却します。
- ⑨ 応募商品写真及び包装材の写真（箱詰め後ふたを外した状態、包装後の状態がわかる写真）  
※写真は、データでご提出ください。  
※提出いただいた写真は、ポータルサイト・パンフレット掲載に使用させていただくことがあります。
- ⑩ サービスの場合は、サービス提供内容、施設の概要等を把握できるもの
- ⑪ 記念品に同封しようとするパンフレット

※これらのほか、追加資料の提出を求める場合があります。なお、市税等の納付状況については、市内部で確認させていただきます。（確認のための同意書は①の書類で兼ねています。）

## (2) 提出等

宇和島市役所 総務部 市長公室に提出してください。（⑤⑧以外は、メールでの提出可）

※価格設定や提出書類についての確認のため、応募書類提出前に一度ご相談ください。

## 4. 応募商品の審査

### (1) 審査基準

下記の基準に基づき審査します。

- ① 品質、技術等が優れたものであること。
- ② 衛生等の管理が適正になされていること。
- ③ 色彩、デザイン性に富み、外観が美しくあること。
- ④ 市場での需要拡大が見込めること。
- ⑤ 価格が相応であること。
- ⑥ 郷土色が豊かであること。
- ⑦ 宇和島市の長を宣伝する効果が期待できるものであること。

### (2) 審査方法

- ・応募書類による書類審査と試食・試飲審査を行います。
- ・サービスについては、担当が調査にお伺いする場合があります。

## 5. 審査結果の通知

審査結果（認定又は不認定）は、書面またはメールで通知します。

## 6. 留意事項

- (1) 送付業務の実施を第3者に委託し、または請け負わすことはできません。
- (2) 寄附者等の個人情報、記念品送付業務以外の目的に使用することはできません。  
また、第3者に漏洩することのないよう、厳重に取り扱ってください。
- (3) 応募の際の申請事項に虚偽があった場合は、一定期間この事業に参加できなくなります。
- (4) 記念品の品質等による苦情や保証については、市は一切責任を負いません。参加事業者で真摯に対応し解決に努め、対応後、市に報告していただくこととしております。輸送中の破損等による苦情は、配送会社が対応します。
- (5) 認定後の記念品名は、応募時の商品名から変更する場合があります。
- (6) 制度改正等があった場合は、認定期間内であっても内容を変更することがあります。
- (7) 記念品及び事業者の情報はふるさと納税ポータルサイトの他、公式SNSなどにも積極的に掲載していく予定ですので、取材や写真のご提供などにご協力をお願いいたします。

## 7. 問い合わせ窓口

〒798-8601 宇和島市曙町1番地  
宇和島市 総務部 市長公室  
シティセールス推進係 ふるさと納税担当  
TEL：0895-24-1111  
FAX：0895-24-1121  
Mail: furusato@city.uwajima.lg.jp

## 特記事項

○市が導入（指定）する全ての「ふるさと納税ポータルサイト」に記念品の掲載をします。  
※在庫数量等に伴い、掲載するサイトを限定する場合があります。

○記念品送付の際は、外箱に「宇和島市ロゴマークステッカー」を貼付ください。  
柑橘や農産物等は、「生もの（注意喚起）チラシ」を同梱ください。  
※「ロゴマークステッカー」「生もの（注意喚起）チラシ」は、認定後、配布させていただきます。

### 商品全般

○産地や製造工程（原材料の仕入れ～梱包まで）、内容量、提供時期、提供可能数量など、記念品の内容を「様式第2号 記念品等認定申請書」および「記念品等調査書」にできるだけ詳しくご記入ください。  
○保管や取扱いに関して注意が必要な商品は、必ず注意事項を同梱するか、外装に表示するようにしてください。

### 柑橘等の青果類

・サイズが不揃いの場合や、果皮に傷等がある、**いわゆる訳ありの果実の場合は、必ずその旨記入し、写真も提出してください。**（写真と現物が異なることでトラブルが発生します。）

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に掲げる地場産品基準	
1 号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3 号イ（熟成肉）	地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
3 号イ（精米）	地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
3 号ロ（企画立案）	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
4 号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5 号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6 号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7 号の 2（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7 号の 3 イ 五万以下（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7 号の 3 ロ 該当地域（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7 号の 4（電気）	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8 号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8 号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8 号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9 号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。